

平成16年7月8日

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原一丁目7番38号  
株式会社ソフトウェア・サービス  
代表取締役社長 宮 崎 勝

### 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成16年7月23日（金曜日）午前11時
2. 場 所 大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号  
大阪ガーデンパレス 2階 桜の間  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
  - 報 告 事 項 第35期（自 平成15年5月1日 至 平成16年4月30日）  
営業報告書報告の件
  - 決 議 事 項
    - 第1号議案 第35期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（14頁から20頁まで）に記載のとおりであります。
    - 第3号議案 監査役1名選任の件
    - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
    - 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## [ 添付書類 ]

# 営 業 報 告 書

〔自 平成15年5月1日〕  
〔至 平成16年4月30日〕

## 1. 営 業 の 概 況

### (1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、世界経済の順調な回復を受け、輸出の拡大に牽引される形で全体として回復基調が続いております。依然として雇用情勢は厳しさが継続しておりますが、企業収益改善の動きの拡大に伴い、一部には持ち直しの動きも見られることから、家計の所得が改善していけば、個人消費も一層の回復が期待できます。政府は金融安定やデフレ克服の取組みを進めており、企業の生産増加、設備投資意欲からも更なる景気の好循環が見込まれることから、全般的に経済は安定的な回復が続くものと考えられます。

医療情報システムは、「患者の選択の尊重と情報提供」、「質の高い効率的な医療提供体制」、「国民の安心のための基盤づくり」の3つを柱とする「医療の将来像」を達成するための重要な手段と位置づけられており、医療機関の電子カルテシステムを中心としたIT化意欲は底堅く、e-Japan戦略の区切りとなる2010年に向けて電子カルテシステムは普及期を迎えていると認識しております。

このような環境のもと、当社は、自社開発した『e-カルテ』（電子カルテシステム）、オーダエントリーシステム、医事会計システム、各種サブシステム群（約30の部門システム）からなる統合型医療情報システムの積極的な展開を行ってまいりました。

営業施策面では、当社の『e-カルテ』を導入いただいた医療機関において「電子カルテシステム稼動病院見学会」を開催し、受注拡大に向けての情報提供を行っております。また、医療情報システムの普及に伴い医療機関におけるシステム管理者の養成ニーズが拡大することを想定し、「医療情報システム管理者養成講座」を開講いたしました。

人材面におきましては、医療機関の電子カルテシステム導入ニーズに最大限に応えていくために、新卒者を中心とした人員の増強と継続的な教育を

行っております。

このような事業活動の結果、堅調な受注と順調な導入により当期の売上高は、35億4百万円（前期に比べ6億53百万円、22.9%の増収）、利益面では営業利益10億72百万円（前期に比べ1億1百万円、10.5%の増益）、経常利益10億34百万円（前期に比べ61百万円、6.3%の増益）、当期純利益5億85百万円（前期に比べ49百万円、9.2%の増益）となりました。

## (2) 部門別の営業の状況

### 品目別販売実績

品目	金額	構成比	前期比
	千円	%	%
ソフトウェア	2,164,266	61.8	114.0
ハードウェア	1,005,610	28.7	144.1
保守サービス	334,796	9.5	131.1
合計	3,504,673	100.0	122.9

## (3) 会社が対処すべき課題

平成11年に実質的に認められた電子カルテシステムは、数年の導入期を経て、現在は成長期に入ったと認識しております。一方、厚生労働省が、保健医療分野の情報化に向けて、平成13年度に108施設（124億円）、平成14年度に141施設（188億円）と実施してきた電子カルテシステム推進事業への補助金制度も、平成15年度については補正予算の編成が行われておりません。また、競合他社はもとより相次ぐ新規参入企業の増加により、今後より一層の競争の熾烈化が予測されます。

当社といたしましては、このような現状を踏まえ、お客様の情報化ニーズをいち早く捉え満足を提供できる新システムの開発、タイムリーなユーザーコミュニケーションを通じた的確な導入ノウハウの提供と支援体制の強化を図り、以下の対処すべき課題に取組む所存であります。

### システム開発

当社は、創業以来30数年にわたり医療情報システムに携わることにより、蓄積されたノウハウを生かし、医療の中心となる医事会計システム、オー

ダエントリーシステム、電子カルテシステムと約30のサブ（部門）システムを自社で開発し、医療機関のニーズを基に常にバージョンアップを繰り返してまいりました。

今後も既存システムの機能向上を継続するとともに、新システムの開発として、ベッドサイドにミニサーバ・液晶画面を設置し、入院患者にテレビ・インターネット・メール等ができる環境を提供するとともに、ベッドサイドでの診察・看護時には、電子カルテシステムの画面に切り替え可能となる「ベッドサイドコンピューティングシステム」や病院における業務単位毎の原価の把握ができ、疾病別の利益管理が可能となる「個別原価管理システム」といった新システムの開発を実施してまいります。

#### 導入指導業務の標準化、効率化の推進

システム導入時における短期間でのスムーズな導入指導業務は、競合上の差別化になると認識しております。今後も導入指導業務の標準化、効率化を推進することにより、生産性と顧客満足を高めていく所存であります。

#### 人員の増強及び継続的な教育

当社では、今後の事業拡大及び技術革新に対応できる優秀な人材を継続的に確保し、育成していくことが不可欠であると認識しております。当社は新規学卒者の採用を中心に人員の増強を行い、定期的な社内教育とOJTにより、各社員の能力の向上を図ってまいります。

#### (4) 資金調達の状況

平成16年2月20日に、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」市場への株式上場に伴い、新株式の発行により、1,350,000千円調達しております。

##### 新株式発行

種 類	普通株式
発行新株式数	600,000株
発行価格の総額	1,350,000千円（1株の発行価格2,250円）
資本組入額の総額	497,400千円
払込期日	平成16年2月19日
発行日	平成16年2月20日

(注) 資本組入額の総額は、平成16年1月30日開催の取締役会決議により決定した資本に組入れる額に基づき算出した金額であります。

### (5) 設備投資の状況

当期は、153,161千円の設備投資を行いました。その主なものは、自社サーバ関連及び社内用機器の購入110,551千円であります。

### (6) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 32 期 平成13年 4 月期	第 33 期 平成14年 4 月期	第 34 期 平成15年 4 月期	第35期(当期) 平成16年 4 月期
売 上 高(千円)	1,483,013	2,459,285	2,851,317	3,504,673
経 常 利 益(千円)	484,184	742,244	973,046	1,034,459
当 期 純 利 益(千円)	251,346	389,717	536,108	585,197
1株当たり当期純利益(円)	1,205.98	1,168.86	109.68	116.16
総 資 産(千円)	1,464,887	2,118,519	2,629,128	4,355,084
純 資 産(千円)	758,534	1,433,194	1,903,750	3,623,890

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

第34期から、1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、平成14年12月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っており、期首に分割されたものとして期中平均発行済株式総数を算出しております。

- 第33期におきましては、平成13年12月に厚生労働省より「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」が発表され、補助金等による行政の後押し姿勢が明確になったこともあり、電子カルテ市場が拡大期に入り、大幅な増収増益となっております。
- 当期の状況につきましては、前記の「(1) 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## 2. 会 社 の 概 況 (平成16年4月30日現在)

### (1) 主 要 な 事 業 内 容

当社は、医療機関（主として病院）向けに各種アプリケーション・ソフトウェアの開発・販売・導入指導・保守等を行っております。

### (2) 事 業 所

本 店 大阪市淀川区西宮原一丁目7番38号

### (3) 株 式 の 状 況

会社が発行する株式の総数 12,920,000株

発行済株式の総数 5,488,000株

(注) 平成16年1月15日開催の取締役会において、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場への株式上場に伴う、新株式（普通株式）発行を決議し、平成16年2月20日に600,000株増加いたしました。

株 主 数 1,739名

## 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
	株	%	株	%
宮崎 勝	2,571,400	46.85	-	-
津野 紀代志	320,000	5.83	-	-
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	296,800	5.40	-	-
野村証券株式会社	150,000	2.73	-	-
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	128,100	2.33	-	-
石田 直美	100,000	1.82	-	-
上野 千恵美	100,000	1.82	-	-
バンクオブバミューダ ガンジーリミテッド アトランティスジャパン グループファンド	75,000	1.36	-	-
御船 健一	71,000	1.29	-	-
ゴールドマンサックス インターナショナル	69,200	1.26	-	-

### (4) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
200名	(増)45名	27.5歳	2.6年

- (注) 1. 上記従業員数は、就業人員であります。  
2. 従業員数増加の内訳は、主に定期採用による新卒者であります。

### (5) 企業結合の状況

「企業結合の状況」として開示すべき重要な子会社はありません。

## (6) 取締役及び監査役

会社における地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	宮崎 勝	
専務取締役	御船 健一	
取締役	重村 秀人	技術指導部長
取締役	今西 民也	技術保守部長
取締役	立山 智崇	技術開発部長
取締役	岡田 昭博	技術営業部長
取締役	中嶋 智	社長室長
監査役	村上 富造	
監査役	津野 紀代志	公認会計士
監査役	前川 宗夫	弁護士

(注) 当該営業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。

村上富造氏は、平成15年7月28日開催の第34回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。

## 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

---

(注) 1. 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 本営業報告書中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。



# 貸借対照表

(平成16年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,992,602	流動負債	731,194
現金預金	1,400,155	買掛金	109,640
売掛金	1,044,219	未払金	9,886
有価証券	500,000	未払費用	53,089
商品	6,851	未払法人税等	235,520
仕掛品	18,211	未払消費税等	71,612
前払費用	3,490	前受金	234,647
繰延税金資産	22,203	その他	16,796
その他	352	負債合計	731,194
貸倒引当金	2,881	(資本の部)	
固定資産	1,362,481	資本金	847,400
有形固定資産	1,294,059	資本剰余金	1,010,800
建物	812,776	資本準備金	1,010,800
構築物	14,956	利益剰余金	1,765,559
工具器具備品	124,017	利益準備金	11,735
土地	309,640	任意積立金	1,000,000
建設仮勘定	32,668	別途積立金	1,000,000
無形固定資産	4,295	当期末処分利益	753,824
投資その他の資産	64,127	株式等評価差額金	130
投資有価証券	15,701	資本合計	3,623,890
子会社株式	20,000	負債及び資本合計	4,355,084
長期前払費用	2,114		
繰延税金資産	21,433		
その他	4,877		
資産合計	4,355,084		

**【注記事項】**

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 198,148千円
3. 国庫補助金により、固定資産について直接減額した圧縮記帳累計額 9,806千円
4. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 130千円

# 損 益 計 算 書

〔自 平成15年 5月 1日〕  
〔至 平成16年 4月 30日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
( 経 常 損 益 の 部 )		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		3,504,673
営 業 上 費 用		
売 上 原 価	2,062,401	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	369,904	2,432,305
営 業 利 益		1,072,367
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,478	
そ の 他	1,270	3,748
営 業 外 費 用		
新 株 発 行 費 用	18,730	
株 式 上 場 関 連 費 用	22,925	41,656
経 常 利 益		1,034,459
( 特 別 損 益 の 部 )		
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,862	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,555	
国 庫 補 助 金 収 入	6,562	9,981
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,296	
固 定 資 産 圧 縮 損	6,251	7,548
税 引 前 当 期 純 利 益		1,036,892
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	456,048	
法 人 税 等 調 整 額	4,353	451,694
当 期 純 利 益		585,197
前 期 繰 越 利 益		168,626
当 期 未 処 分 利 益		753,824

**【注記事項】**

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引高
 

営業取引	18,514千円
営業取引以外の取引	2,228千円
3. 1株当たり当期純利益 116円16銭

## 【重要な会計方針】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 個別法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～60年

構築物 10年～45年

工具器具備品 3年～20年

無形固定資産 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年内）に基づく定額法

### 4. 繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に全額費用処理

### 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 7. 当期から改正後の商法施行規則（最終改正平成16年3月30日 法務省令第23号）によって計算書類等を作成しております。

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益	753,824,597
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金	164,640,000
1 株 に つ き 30円	
(普 通 配 当 25円)	
(普 通 配 当 5円)	
別 途 積 立 金	400,000,000
次 期 繰 越 利 益	189,184,597

## 監査役の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

私ども監査役は、平成15年5月1日から平成16年4月30日までの第35期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成16年6月10日

株式会社ソフトウェア・サービス  
監査役 村上 富造 ⑩  
監査役 津野 紀代志 ⑩  
監査役 前川 宗夫 ⑩

以上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 54,880個  
(注) 当社の議決権1個の株式数(1単元)は、100株であります。

### 2. 議案及び参考事項

第1号議案 第35期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件  
議案の内容は、添付書類9頁から12頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、普通配当として1株につき25円、これに株式上場記念配当として1株につき5円を加え、合わせて30円とさせていただきますと存じます。

また、内部留保は経営基盤の充実強化と今後の事業展開に備えるものであります。

なお、当社取締役会は本議案の内容を適法かつ適正と判断して提出いたしております。また、監査役の意見につきましては、添付書類13頁の監査報告書謄本に記載のとおりであります。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成16年2月20日付株式上場に伴う新株式発行により、発行済株式の総数が5,488,000株となりましたので、将来の事業拡大に備え、現行定款第5条(発行する株式の総数)を変更するものであります。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)が平成15年9月25日に施行されたことに伴い、取締役会の決議により自己株式の取得が行えるよう、第6条(自己株式の取得)を新設するものであります。

株式上場に伴い、当社の発行する株券は「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)に基づき株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、その制度に加入いたしましたので、これに対応し、現行定款第7条(名義書換代理人)、第8条(株式取扱規則)、第9条(基準日)につき所要の変更を行うものであります。

取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、現行定款第17条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

なお、平成15年7月28日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期に関する附則を設け、平成17年4月期に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除します。

当社は平成16年2月19日を払込期日とする公募増資による新株式発行の結果、資本金が5億円を超えたことにより、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（昭和49年法律第22号）第2章の適用会社となりましたので、現行定款第5章の表題を「監査役および監査役会」と改め、監査役会等に関する規定として第28条から第31条までを新設するとともに、現行定款第24条（監査役の数）に定める員数の上限を変更するものであります。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、あらかじめ補欠監査役の選任ができるよう、補欠監査役の選任に関する規定として第32条を新設するものであります。

その他、条数の繰り下げ及び字句等の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 （発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>12,920,000株</u>とする。 【新設】</p>	<p>第2章 株式 （発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>21,952,000株</u>とする。 （自己株式の取得） 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1 項第2号の規定に基づき、取締役 会の決議をもって自己株式を取得 することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 6 条 【条文省略】 ( 名義書換代理人 )</p> <p>第 7 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第 8 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出等の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>( 1単元の株式の数および単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 7 条 【現行どおり】 ( 名義書換代理人 )</p> <p>第 8 条 【現行どおり】  【現行どおり】</p> <p>当社の株主名簿( <u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u> )および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成</u>、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第 9 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成</u>、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出等の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条 ↳ 【条文省略】</p> <p>第14条 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条 ↳ 【条文省略】</p> <p>第16条 (取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>— 増員または補欠として選任された<u>取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>【現行どおり】</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 ↳ 【現行どおり】</p> <p>第15条 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 ↳ 【現行どおり】</p> <p>第17条 (取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条                   【条文省略】</p> <p>第19条 (取締役会の招集手続)</p> <p>第20条 取締役会を招集するには、会日の 3日前までにその通知を発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第21条                   【条文省略】</p> <p>第23条                   第5章 監査役 (監査役の員数)</p> <p>第24条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>第25条                   【条文省略】</p> <p>第26条                   【新設】</p> <p>                  【新設】</p> <p>                  【新設】</p>	<p>第19条                   【現行どおり】</p> <p>第20条 (取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3 日前までに各取締役および各監査 役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。</p> <p>第22条                   【現行どおり】</p> <p>第24条                   第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は、4名以内とす る。</p> <p>第26条                   【現行どおり】</p> <p>第27条 <u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第28条 <u>監査役の互選により、常勤の監査 役を1名以上置く。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第29条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査役に対して発す る。ただし、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することが できる。</u> <u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の 定めがある場合を除き、監査役の 過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="309 172 378 194">【新設】</p> <p data-bbox="309 462 378 484">【新設】</p>	<p data-bbox="572 172 781 194">(監査役会の議事録)</p> <p data-bbox="572 204 977 389">第31条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または商法施行規則の定めるところに従い、署名に代わる措置をとる。</u></p> <p data-bbox="613 399 977 454">— <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p data-bbox="572 464 781 485">(補欠監査役の選任)</p> <p data-bbox="572 495 977 646">第32条 <u>当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p data-bbox="613 656 977 776">— <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="613 786 977 906">— <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p data-bbox="613 916 977 1036">— <u>第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>
<p data-bbox="141 1046 206 1068">第27条</p> <p data-bbox="286 1046 400 1103">【条文省略】 第6章 計算</p>	<p data-bbox="572 1046 637 1068">第33条</p> <p data-bbox="708 1046 841 1103">【現行どおり】 第6章 計算</p>
<p data-bbox="141 1115 206 1165">第28条 、</p> <p data-bbox="286 1146 400 1168">【条文省略】</p> <p data-bbox="141 1178 206 1199">第31条</p>	<p data-bbox="572 1115 637 1165">第34条 、</p> <p data-bbox="708 1146 841 1168">【現行どおり】</p> <p data-bbox="572 1178 637 1199">第37条</p>

現 行 定 款	変 更 案
【新設】	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>定款第18条の規定にかかわらず、平成16年4月期に関する定時株主総会終結前に在任する取締役のその任期については、第18条中「就任後1年内」とあるのを「就任後2年内」と読み替える。</p> <p>なお、本附則は、平成17年4月期に関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</p>

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 津野紀代志は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
津 野 紀 代 志 (昭和15年3月1日生)	昭和37年4月 スターラバー工業株式会社入社 昭和39年4月 公認会計士近松正雄事務所入所 昭和44年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和47年4月 津野紀代志会計事務所開設(所長現任) 昭和48年6月 当社取締役 昭和52年6月 当社監査役 平成12年6月 協同組合関西ブレインコンソーシアム設立(理事長現任) 平成13年7月 当社監査役退任 平成14年10月 当社監査役(現任)	320,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 津野紀代志氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
松尾吉洋 (昭和47年2月17日生)	平成12年10月 大阪弁護士会弁護士登録(現任)	-株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 松尾吉洋氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、平成16年2月19日を払込期日とする公募増資による新株式発行の結果、資本金が5億円を超えたことにより、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（昭和49年法律第22号）第2章の適用会社となりましたので、同法第3条に基づき会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

1. 名 称：中央青山監査法人

2. 事務所：主たる事務所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

その他の事務所

国内 26事務所

海外 28事務所

3. 沿革：昭和43年12月 監査法人中央会計事務所設立  
昭和59年7月 ケーバース・アンド・ライブランド・インターナショナルのメンバーファームとなる  
昭和63年7月 監査法人中央会計事務所と新光監査法人が合併して中央新光監査法人となる  
平成5年7月 中央監査法人に名称を変更  
平成10年7月 ケーバース・アンド・ライブランドとプライスウォーターハウスとの間で世界レベルでの合併が成立  
平成12年4月 中央監査法人と青山監査法人が合併して中央青山監査法人となる

4. 概要：（平成16年3月31日現在）

出 資 金 1,459,000千円

人員構成

社員（公認会計士） 421名（うち代表社員260名）

職員（公認会計士） 1,236名

（会計士補） 847名

（その他） 775名

---

合 計 3,279名

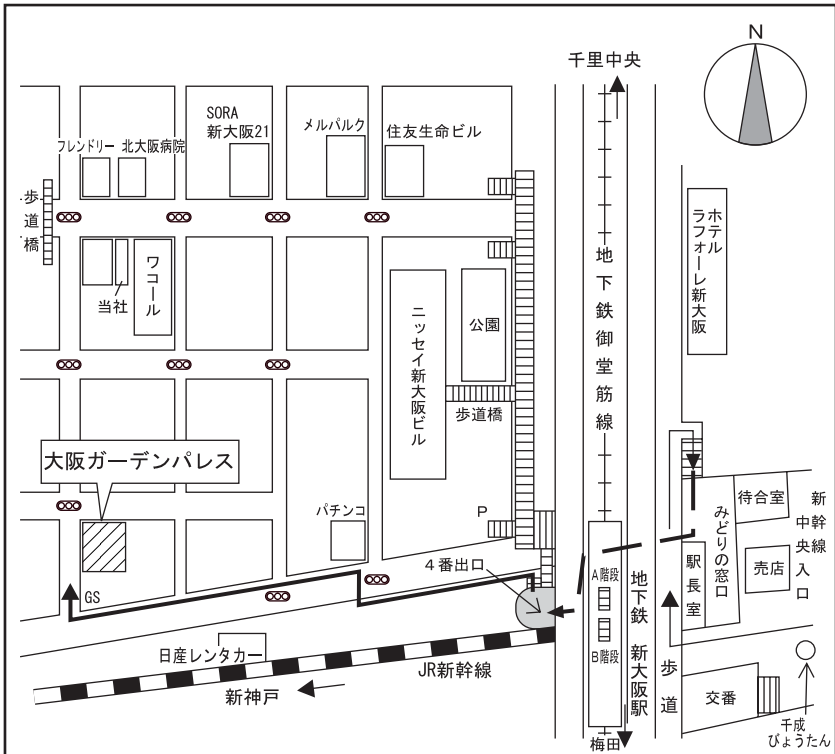
関与会社 5,082社

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号  
大阪ガーデンパレス 2階 桜の間  
TEL 06-6396-6211  
URL <http://www.hotelgp-osaka.com>



### 交通のご案内

- 地下鉄御堂筋線をご利用の場合  
地下鉄ホームA・B階段を降り、改札口を出て直進、 号出口階段を降りて左へ徒歩約15分
- 新幹線、東海道本線をご利用の場合  
3階中央改札口を出て右へ約300M直進し、西口を出て右へ直進、約50M先右側の連絡階段を降り、地下鉄 号出口階段を降りて左へ徒歩約15分
- 駐車場のご用意はできませんので、あしからずご了承ください。